

## 公益社団法人徳島県栄養士会 災害支援管理栄養士・栄養士登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に徳島県又は日本栄養士会等からの支援依頼を受け、本会員が徳島県及び県外において災害支援管理栄養士・栄養士として活動するための要員を確保することを目的とする。

### (登録方法)

第2条 登録を希望する者は、「災害支援管理栄養士・栄養士人材登録カード(以下、「人材登録カード」という。)」を別紙様式により作成または徳島県栄養士会ホームページから指定項目を入力することにより、会長に提出する。

2 会長は、前項の人材登録カードを受理したときは、災害支援管理栄養士・栄養士名簿に登録する。

### (人材登録カード)

第3条 人材登録カードの作成及び修正は災害対策検討委員会が行う。

### (登録要件)

第4条 登録要件は、徳島県栄養士会員及び日本栄養士会員である者とする。

### (登録期間)

第5条 登録期間は、登録日から2年目の3月31日までとする。

2 登録者から第7条に規定する登録の抹消の申出がないときは、更に登録の期間を2年延長するものとし、以降についても同様とする。

### (人材登録カード内容変更)

第6条 人材登録カード内容に変更が生じた場合、登録者は、人材登録カードを会長に再提出する。

### (登録末梢)

第7条 登録を抹消する場合、登録者は、抹消届を会長に提出する。

2 会長は、前項の抹消届を受理したときは、登録を抹消する。

### (人材登録カード等の管理)

第8条 人材登録カード及び災害支援管理栄養士・栄養士名簿の管理は、栄養士会事務局が行う。

### (要綱の改廃等)

第9条 この要綱の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

2 この要綱に定めのない事項については、災害対策検討委員長が理事会の決議を経て別に定める。

附則(平成26年10月6日理事会決議)

この要綱は平成26年10月7日より施行する。

附則(平成26年12月1日理事会決議)

この要綱は平成26年12月2日より施行する。

附則(平成30年6月14日理事会決議)

この要綱は平成30年6月15日より施行する。

附則(令和5年10月19日理事会決議)

この要綱は令和5年10月20日より施行する。